



平成 23 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名：株式会社 中央経済社
(コード番号 9476 JASDAQ)
代 表 者：代表取締役社長 山本 憲央
問合せ先：執行役員社長室長 津原 均
TEL (03) 3293-3371 (代表)

中央経済社、データベースをライブラリー化

— 会計・税務法規データベース、雑誌データベース —
新機能により長文の法令も読みやすく

当社はこれまで公認会計士、税理士、企業の経理部門等を主な対象とし各年度の会計法規・基準および税法規を収録した『会計全書』(昭和 26 年～) および法人税、所得税など国税の法規・通達を年度ごとに編集した『国税の法規・通達集シリーズ』(昭和 29 年～) を発行してまいりました。

そしてこの度、会計事務所向け業務支援サポートを行っている㈱TKC (証券コード：9746/本社：栃木県宇都宮市/代表取締役：高田順三/資本金 57 億円) と上記書籍に収録されている会計法規・基準および税務法規ならびにその他の主要法規のデータベースのオンラインシステムを共同で開発し、弊社の「中央経済DBライブラリー」に搭載いたしますのでお知らせいたします。

また、今後その他のコンテンツについても随時オンラインで提供するデータベースを開発してまいります。

記

1. 中央経済DBライブラリー 会計・税務法規データベースについて

日本の税法は、構文的には主語+述語からなる短文形式で記述されています。しかし、そこには条件、修飾、ただし書、後段等が付け加わるうちに長文となり、括弧も二重、三重になっていくため、一見して大筋を理解するのは困難といわれています。そのため税法を読むにあたっては、専門家も括弧内の文字列を階層毎に色分けするなどの手間をかけておりました。(添付資料1「条文サンプル(法人税法第62条の7)」) 参照

そこで、「中央経済DBライブラリー 会計・税務法規データベース」では、画面上でも条文を読みやすくするための工夫をこらしました。その一つが、条文内の括弧の階層をガ

イドで表示し、ユーザが任意に括弧内の文字列を段階的に消去またはマスク表示（うすい文字色で表示）する機能です。当機能により、括弧が多用された複雑な条文でも主要構文を素早く読める一方、括弧内の例外規定や補足説明を見落とすこともありません。

「中央経済DBライブラリー 会計・税務法規データベース」は平成23年7月中旬よりサービス提供開始します。

年間利用料は25,000円(税別)と低価格で提供するほか、弊社発行の『会計全書』(本体価格13,200円)の購読者には年間利用料を8,000円(税別)に大幅に値引きすることにより、紙と電子双方の利点を得られるハイブリッド利用を促してまいります。

2. 「中央経済DBライブラリー『旬刊経理情報電子版』、『企業会計電子版』、『税務弘報電子版』」について

弊社が発行する会計・税務の専門誌『旬刊経理情報』『企業会計』および『税務弘報』平成元年から最新号(発行から3か月後に収録)までデジタル化し、「中央経済DBライブラリー」に収録します。データベース上では、検索システムにより目的の記事をすばやく見つけ出すことができます。

これにより、最新の記事・情報は雑誌からスピーディーに入手し、過去の記事・情報はデータベースで検索・閲覧というように、それぞれの特性を活かすことが可能となり、膨大な情報を有効に活用できます。また、バックナンバーの保存場所が不要となるとともに、いつでも劣化することなく雑誌と同じイメージで記事を閲覧することができます。

「中央経済社DBライブラリー 雑誌電子版」は平成23年9月からサービス提供開始の予定です。

3. 業績に与える影響

本データベースのライブラリー化が今業績に与える影響は、現在のところ軽微であると想定しております。今期または来期以降の業績に重大な影響を与えることが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

以上

新コンテンツの概要

I. 「TKC会計・税務法令データベース」（提供：TKC・中央経済社）

会計および税務の法令・通達・会計基準等を収録対象とするデータベースです。他コンテンツとの連携により利便性の高いデータベースを目指します。

[目次画面（会計編）]



[検索画面]



[目次画面（税務編）]



[条文表示画面]

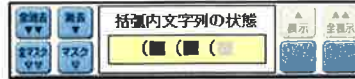


<主な機能>

1. 目的の条文に素早く辿り着くための機能
 - (1) 目次における利用頻度の高い法令等の上位表示
 - (2) 目次をスクロールすることなく、目的の条を一発表示できる条ジャンプ機能
2. 画面上での条文の確認をサポートするための機能
 - (1) 条文中の括弧内文字列のガイド表示と段階的の消去・マスク機能（特許申請中）

表示された条文の括弧の階層がガイド表示されますので、その両脇のボタンを操作することにより、括弧内の文字を段階的に消去またはマスク表示（うすい色で表示）できます。

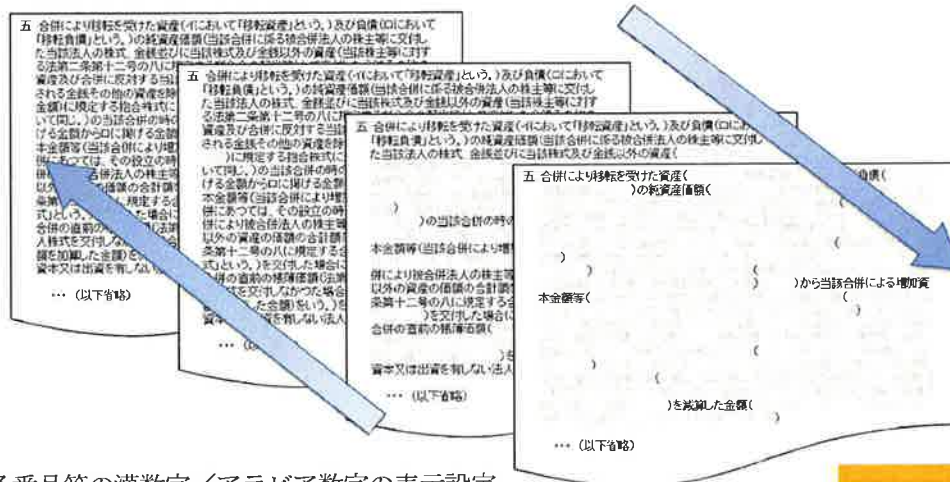
ガイド表示



1) 括弧内文字列の段階的消去のイメージ



2) 括弧内文字列の段階的マスク表示のイメージ



(2) 条番号等の漢数字/アラビア数字の表示設定

3. 複数の条文を同時にチェックするための機能

- 任意の条文を抜粋して確認・印刷できる「クリップ機能」

4. 税法法令集PDFの搭載

- 日本税理士会連合会・中央経済社編「国税の法規・通達集シリーズ」を過去7年分（平成14年以降）搭載



II. 今後のコンテンツ搭載の予定

中央経済社殿が発行する雑誌をデータベース化して提供する予定です。（平成22年1月予定）

「旬刊経理情報」



「税務弘報」



「企業会計」



以上

【例：法人税法第62条の7】

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第六十二条の七 内国法人と特定資本関係法人(当該内国法人との間に特定資本関係(第五十七条第三項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)に規定する特定資本関係をいう。以下この条において同じ。)がある法人をいう。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする特定適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現物出資のうち、第五十七条第五項に規定する共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において同じ。)が行われた場合において、当該特定資本関係が当該内国法人の当該特定適格合併等の日の属する事業年度(以下この項において「特定適格合併等事業年度」という。)開始の日の五年前の日以後に生じているときは、当該内国法人の適用期間(当該特定適格合併等事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日(その経過する日が当該特定資本関係が生じた日以後五年を経過する日後となる場合にあっては、その五年を経過する日)までの期間(当該期間に終了する各事業年度において第六十一条の十一第一項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)若しくは第六十一条の十二第一項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)又は第六十二条の九第一項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)の規定の適用を受ける場合には、当該特定適格合併等事業年度開始の日から第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度終了の日までの期間)をいう。)において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 前項の内国法人が同項の特定資本関係法人から特定適格合併等により移転を受けた資産で当該特定資本関係法人が当該特定資本関係が生じた日(次号において「特定資本関係発生日」という。)前から有していたもの(政令で定めるものを除く。以下この号において「特定引継資産」という。)の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額

二 前項の内国法人が特定資本関係発生前から有していた資産(政令で定めるものを除く。以下この号において「特定保有資産」という。)の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額

3 前二項の規定は、特定資本関係がある被合併法人等(被合併法人、分割法人及び現物

出資法人をいう。以下この項において同じ。) と他の被合併法人等との間で法人を設立する特定適格合併等が行われた場合において、当該特定資本関係が当該特定適格合併等の日の五年前の日以後に生じているときについて準用する。この場合において、第一項中「当該内国法人の適用期間」とあるのは「当該特定適格合併等により設立された内国法人の適用期間」と、前項第一号中「同項の特定資本関係法人から特定適格合併等」とあるのは「特定適格合併等に係る次項に規定する被合併法人等（次項に規定する他の被合併法人等を除く。）から当該特定適格合併等」と、「当該特定資本関係法人」とあるのは「当該被合併法人等」と、同項第二号中「特定資本関係発生日前から有していた資産」とあるのは「特定適格合併等に係る他の被合併法人等から当該特定適格合併等により移転を受けた資産で当該他の被合併法人等が当該特定資本関係発生日前から有していたもの」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する特定資本関係法人又は前項に規定する被合併法人等が特定適格合併等の直前において第六十条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）に規定する欠損等法人（次項及び第六項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、当該特定適格合併等が同条第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、第一項の内国法人が当該特定資本関係法人又は当該被合併法人等から当該特定適格合併等により移転を受けた資産については、当該特定適格合併等に係る同項（前項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定は、適用しない。

5 第一項の内国法人が欠損等法人であり、かつ、特定適格合併等が第六十条の三第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、当該内国法人が有する資産については、当該特定適格合併等に係る第一項の規定は、適用しない。

6 第一項の内国法人が特定適格合併等後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項に規定する適用期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する適用期間開始の日の前日に終了するものとする。

7 連結子法人である内国法人が、第五十七条第十項に規定する連結法人単体事業年度において特定適格合併等（当該内国法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は適格分割で、当該内国法人との間に連結完全支配関係がない法人（同項第一号に規定する政令で定める法人を除く。）を被合併法人又は分割法人とするものに限る。）を行つた場合には、当該内国法人の第二項第二号に規定する特定保有資産については、当該特定適格合併等に係る第一項の規定は、適用しない。

8 第二項第一号に規定する損失の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。